

【静岡県より】

還付請求権譲渡通知書の提出について

還付請求権譲渡通知書を提出される場合は、以下について確認の上、御提出ください。

- 1 還付請求権譲渡通知書は、当該年度課税元の財務事務所（納税通知書に記載あり）へ提出してください。

財務事務所	所在地	管轄区域
下田財務事務所 課税課自動車税担当	〒415-0016 下田市中 531-1 (下田総合庁舎 3 階)	下田市・賀茂郡(東伊豆町、 河津町、南伊豆町、松崎町、 西伊豆町)
熱海財務事務所 課税課自動車税担当	〒413-8686 熱海市水口町 13-15 (熱海総合庁舎 3 階)	熱海市・伊東市
沼津財務事務所 自動車税課	〒410-8520 沼津市高島本町 1-3 (東部総合庁舎 5 階)	沼津市・三島市・御殿場 市・裾野市・伊豆市・伊 豆の国市・田方郡(函南 町)・駿東郡(清水町、長 泉町、小山町)
富士財務事務所 課税課自動車税担当	〒416-8544 富士市本市場 441-1 (富士総合庁舎 3 階)	富士市・富士宮市
静岡財務事務所 自動車税課	〒422-8630 静岡市駿河区有明 町 2-20 (静岡総合庁舎 3 階)	静岡市
藤枝財務事務所 課税課自動車税担当	〒426-8663 藤枝市瀬戸新屋 362-1 (藤枝総合庁舎 1 階)	藤枝市・島田市・焼津 市・牧之原市・榛原郡(吉 田町、川根本町)
磐田財務事務所 課税課自動車税担当	〒438-0086 磐田市見付 3599-4 (中遠総合庁舎 2 階)	磐田市・掛川市・袋井 市・御前崎市・菊川市・ 周智郡(森町)
浜松財務事務所 自動車税課	〒430-0929 浜松市中区中央 1- 12-1 (浜松総合庁舎 2 階)	浜松市・湖西市

- 2 期限を過ぎて提出されたものは受理できません。以下、御注意ください。

<注意>

- ・期限までに財務事務所に**必着**です。
- ・自動車の登録抹消による過誤納金の場合は、抹消月の翌月 10 日が期限となります。
ただし、4 月に抹消した場合は、6 月 10 日を期限とします。

[次ページへ続く](#)

- ・10日が土日祝日の場合は、直前の平日が期限となります。
- ・登録抹消以外の事由による過誤納金の場合は、事由発生後、ただちに提出してください。

- 3 当該自動車税種別割について、未納である場合や減額後の税額を納付した場合等により、提出期限の翌月の還付事務処理期間までに過誤納金が発生しなかったときは、譲受人には還付されませんので、提出された還付請求権譲渡通知書を返却します。**納付済であることを確認の上、御提出ください。**
- 4 本県の様式例以外であっても、記載事項と添付書類に不備がなければ受理しますが、なるべく本県の最新の様式例にて御提出ください。
- 5 記載漏れ、記載誤り、押印漏れ、添付書類漏れ、印影不鮮明等の**不備があり**、還付請求権が譲渡された**過誤納金が特定できない場合**、提出された**還付請求権譲渡通知書による取扱いができず**、提出された**還付請求権譲渡通知書を返却することがあります**。
- 6 この通知書により紛争が生じた場合は、譲渡人と譲受人の間で解決してください。
- 7 譲渡人及び譲受人に未納の徴収金（県税等）がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、最初に譲渡人の未納の徴収金に充当され、残余金がある場合は、次に譲受人の未納の徴収金に充当され、さらに残余金がある場合に譲受人に還付されます。
- 8 この通知書が受理される前に還付請求権の差押えがあった場合は、譲受人は還付金を受け取ることができません。